○浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付要綱

令和5年3月31日告示第54号

浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条　この告示は、市内に居住するために住宅を取得した若者に対し、その取得に要する費用の一部を補助することにより、市への定住を促進するとともに、若者が暮らしたいまちづくりを推進することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住宅　市内に存する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。

(2)　若者　住宅又はその敷地の所有権の取得の日において39歳以下の者をいう。

（補助対象者）

第3条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象住宅等を取得した若者のうち、この告示による補助金の交付を受けた日から引き続き5年以上、当該補助対象住宅等に居住する意思があるもの（当該補助対象住宅等が家族（配偶者又は子をいう。以下同じ。）の居住の用に供するための住宅の場合については、当該家族に当該意思があると認める者）とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

（補助対象住宅等）

第4条　補助の対象となる住宅及びその敷地（以下「補助対象住宅等」という。）は、補助対象者又はその家族の居住の用に供するための住宅又はその敷地であって、令和5年4月1日以後において当該補助対象者が若者である間に取得したものとする。この場合において、補助の対象となる住宅の敷地については、当該補助対象者又はその家族（若者である者に限る。）が取得した住宅の敷地に限るものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する住宅及びその敷地は補助対象住宅等としない。

(1)　過去にこの告示による補助金の交付を受けたもの

(2)　浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年浜田市告示第67号）に基づく補助金（同告示第3条第1号アに規定する住宅取得費用支援事業に係る補助金に限る。）の交付を受けるもの

(3)　相続又は補助対象者の配偶者若しくは3親等内の親族からの譲渡により取得したもの

（補助対象経費）

第5条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅等の取得に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1)　外構工事に要する経費

(2)　車庫、倉庫等（構造上住宅と一体になっているものを除く。）の取得に要する経費

(3)　家具、家電製品その他の物品（構造上住宅と一体になっているものを除く。）の

購入及びその設置に要する経費

(4)　租税公課

(5)　その他市長が適当でないと認めるもの

（補助金額）

第6条　補助金の額は、補助対象経費の100分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1補助対象住宅等当たり40万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請等）

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　売買契約書又は工事請負契約書の写し

(2)　補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

(3)　補助対象住宅等の登記の全部事項証明書

(4)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2　この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

浜田市長　様

申請者
住　　所
氏　　名
生年月日

浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付申請書兼請求書

　　年度において、若者住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付要綱第７条の規定により申請します。

市長が浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付要綱第８条の規定により補助金の交付を決定したときは、下記のとおり補助金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

なお、補助金の交付決定に際して、市長が私の市税の納付状況について調査することに同意します。

また、私又は私の家族は、補助金の交付を受けた日から引き続き５年以上当該住宅に居住することを誓約します。

記

1　取得した住宅等
　所　　在　浜田市　　町　　番地
　（建物の名称＊区分所有建物の場合）
　家屋番号
2　取得費用　　円
3　補助金交付申請額　　円
4　添付書類
　⑴　売買契約書又は工事請負契約書の写し
　⑵　取得費用の支払いを確認できる書類の写し

⑶　住宅等の登記の全部事項証明書

⑷　その他

5　指定口座

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種目	1　普通　2　当座　3　その他（　　）
口座番号	
口座名義人	フリガナ

様式第2号（第8条関係）

様式第２号（第８条関係）

指令番号

年　月　日

様

浜田市長　印

浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年　月　日付けで申請のありました若者住宅取得支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市若者住宅取得支援事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

1　交付決定額　　円

2　交付条件

（却下理由）